

平成30年度

社会福祉法人指導監査説明会・研修会

〔島前地区〕 日時：平成30年7月10日（火）
13：30～15：40

場所：島前合同庁舎 第1会議室

〔島後地区〕 日時：平成30年7月11日（水）
10：00～12：10

場所：隠岐合庁大会議室A、B

〔松江地区〕 日時：平成30年7月19日（木）
13：00～15：30

場所：県松江合同庁舎講堂

〔出雲地区〕 日時：平成30年7月20日（金）
13：00～15：30

場所：出雲合同庁舎702, 703会議室

〔大田地区〕 日時：平成30年7月13日（金）
13：00～15：30

場所：大田市民センター4階

〔浜田地区〕 日時：平成30年7月18日（水）
13：00～15：30

場所：浜田市総合福祉センター2階会議室

〔益田地区〕 日時：平成30年7月20日（金）
13：00～15：30

場所：益田合同庁舎5階大会議室

島根県健康福祉部地域福祉課

内 容

あいさつ

- 1 平成29年度島根県社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～5
- 2 平成30年度島根県社会福祉法人等指導監査実施計画・・・・ P 6～8
- 3 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督について・・ P 9～15
- 4 契約事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16～26
- 5 入札について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27～39
- 6 福祉サービス第三者評価制度について・・・・・・・・ P 40～44
- 7 選挙管理委員会からの説明・・・・・・・・・・・・・・・・ P 45～52
- 8 労働局からの説明（資料は当日配布します）
- 9 各市（所轄庁）からの説明（該当の無い地区あり）
- 10 その他

平成29年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

平成29年6月から平成30年3月まで実施

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人 ・施設・事業 所数	文書指摘 率 (%)	H28 (%)
法人 本部	一般法人	13	0	13	4	30.8	70.0
	保育所のみ法人	3	0	3	1	33.0	100
	社会福祉協議会・共同募金会 ・いのちの電話	5	0	5	3	60.0	100
	法人本部 合 計	21	0	21	8	38.1	75.0
社会 福祉 施設	保護施設	2	0	2	1	50.0	100
	養護老人ホーム	8	0	8	4	50.0	85.7
	障害児施設	7	0	7	1	14.2	42.9
	障害者支援施設	9	0	9	5	55.5	35.0
	保育所・保育所型認定こども 園・幼保連携型認定こども園	114	109	223	68	30.5	35.2
	児童養護施設等	9	1	10	6	60.0	50.0
	社会福祉施設 合 計	149	110	259	85	32.9	37.5
合 計	170	110	280	93	33.3	40.7	

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。養護老人ホームについては高齢者福祉課が単独実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制ガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

②その他

市が行う法人本部指導監査と県が行う施設等の指導監査の実施にあたっては、市の希望により同日又は別日を設定するなどして実施した。

(7) 平成29年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・評議員の選任が定款に定められた方法で行なわれていない。
- ・評議員の選任手続きにおける、候補者が欠格事由に該当しないこと、各評議員若しくは各役員と特殊関係にある者がいないことについての未確認。
- ・評議員及び役員の任命にあたっての、欠格事由に関する誓約書及び特殊関係人に関する書面の未徴求。
- ・評議員、役員からの就任承諾書未徴取。
- ・理事会の招集通知を省略する際の監事の同意漏れ。
- ・決議が必要な事項（社会福祉充実計画の変更承認、役員の報酬総額）の、評議員会未決議。
- ・多額の借財をした際の理事会の未決議。
- ・予算の変更が必要な場合（事業の休止）の理事会の未承認。
- ・報酬等の支給基準について、評議員会で未承認。
- ・法令に定める事項について、インターネットで未公表。

○会計関係

- ・国庫補助金等特別積立金明細書が未作成。

②保護施設

- ・施設保守管理契約上の委託内容が不明瞭
- ・資金の使途に係る事務処理が不十分

③養護老人ホーム

○身体的拘束の廃止について

- ・身体的拘束の廃止に関する指針、規定が整備されていない。

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。

④障害児施設

- ・身体拘束を行った場合の手続きが不十分

⑤障害者支援施設

○運営管理関係

- ・サービス提供の記録及び確認が不十分
- ・年2回の健康診断の実施が不十分
- ・運営規程の記載内容の変更等がなされていない
- ・苦情解決の取り組みが不十分

○給付費の算定及び取扱い関係

- ・介護給付費の算定及び取扱いが不相当

⑥保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・検便の実施が不十分
- ・児童の健康診断（入所時、定期）が未実施
- ・検食の実施・記録が不適切
- ・給食打ち合わせ会議の記録が不十分

○運営管理関係

- ・サービス提供の自己評価の取り組みが不十分
- ・経理事務処理が不適切
- ・児童の安全管理対策が不十分
- ・消火訓練の実施が不十分
- ・運営規程の記載内容が不十分
- ・就業規則の記載内容が不十分
- ・経理規程の記載内容が不十分

⑦児童養護施設等（口頭指摘含む）

○入所者処遇関係

- ・施設内の設備等、遊具の安全点検が不十分
- ・自立支援計画の不備
- ・感染症対応マニュアルの未整備

○運営管理関係

- ・運営（管理）規程の記載内容が不十分
- ・消火訓練の実施が不十分
- ・児童手当の事務処理が不適切

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成29年6月から平成30年3月まで

(2) 指導

① 実地指導

区 分		実地指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	H28 %
施設	介護老人福祉施設	23	19	78.9	78.9
	介護老人保健施設	10	7	70.0	85.7
	介護療養型医療施設	5	5	100.0	100.0
	施設合計	38	31	81.6	82.4
居宅サービス	特定施設入居者生活介護	10	6	60.0	85.7
	短期入所生活介護	28	18	64.3	40.0
	短期入所療養介護	12	7	58.3	7.1
	通所介護	16	11	68.8	82.7
	居宅介護支援	34	21	61.8	80.6
	訪問介護	27	25	92.6	97.0
	訪問看護	8	6	75.0	77.0
	訪問入浴介護	2	1	50	0.0
	訪問リハビリテーション	0	0	0.0	100.0
	通所リハビリテーション	3	3	100.0	100.0
	福祉用具貸与	19	15	78.9	92.9
	福祉用具販売	19	12	63.2	92.9
	居宅サービス合計	178	125	70.2	76.0
合計		216	156	72.2	77.0

② 集団指導

居宅サービスと施設サービスでそれぞれ実施。

居宅サービス：675事業所対象

施設サービス：208事業所対象

(3) 監査

・1事業所（株）エーサポート：不正請求の疑い）に対して実施

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

② 集団指導

高齢者福祉課が実施。

③ 監査

高齢者福祉課が実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

① 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

② 保険給付の適正化

③ 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

① 監査

・（株）エーサポート「訪問介護事業所ゆかり園」の指定を取消した。

② 実地指導

○ 居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

平成30年度介護報酬改定の説明、適正な運営指導等を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成29年度の主な指摘事項

①介護保険施設

○事故防止対策について

- ・事故発生時の対応について、マニュアル等による定めがない。
- ・事故発生防止のための委員会が開催されていない。

○衛生管理について

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための委員会が開催されていない。

○身体拘束について

- ・委員会の規程が整備されていない。
- ・実施する場合の手続きを定めたマニュアルや実施時の検討記録が整備されていない。
- ・身体的拘束の期間について、一律に定められていたり、周期の定めがない。

○介護給付費の算定について

- ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。

②居宅系サービス

○従業者の員数

- ・所定の員数が配置されていない日がある。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

○居宅サービス等の質の評価

- ・自ら提供する居宅サービス等についての質の評価が行われていない。

○秘密の保持

- ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における利用の同意が得られていない。

○介護給付費の算定

- ・人員配置等の加算の要件を欠いているにも関わらず、算定されている。

○非常災害計画の策定

- ・通所系サービスについて、風水害・地震等に関する計画が作成されていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

平成29年6月から平成29年12月まで

(2) 指導

①実地指導

区 分	実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率 %	H28 %
施 障害児施設	7	1	14.2	42.9
設 障害者支援施設	9	5	55.5	35.0
障 短期入所事業	19	7	36.8	36.0

障害福祉サービス	共同生活援助	20	13	65.0	53.3
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	66	52	78.7	75.5
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	20	15	75.0	85.7
	療養介護	2	1	50.0	0
	障害児通所支援事業	34	18	52.9	62.0
	障害福祉サービス合計	161	106	65.9	64.4
	相談支援事業	3	1	33.3	100
合計	164	107	65.3	60.1	

②集団指導

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所、障害児施設及び障害児通所支援事業所535か所を対象に実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

②集団指導

障がい福祉課が実施。

③監査

実施なし

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

平成29年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①障害福祉サービス等の質の確保と向上

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

実施なし

②実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

③集団指導

・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 平成29年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の説明が不十分
- ・非常災害対策が不十分
- ・事故発生時の対応が不十分
- ・運営規程等の重要事項の施設内への掲示が不適當
- ・個別支援計画の作成が不十分
- ・運営規程等の内容が不十分
- ・苦情解決の取組が不十分

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不適當

平成30年度社会福祉法人等指導監査実施計画

社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条及び障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条の規定に基づき、平成30年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等(以下、「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導及び監査(以下、「指導監査等」という。)の実実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人等に対する指導監査等については、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図るため、特に次の事項に留意して実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、その状況を確認する。

なお、施設等の指導監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導監査等を実施することとする。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制ガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(3) 障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある。今年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査(介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあつては「指導」)において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査(介護保険・障害福祉サービス事業関係)を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、昨今の大規模な自然災害、不審者等による刑事事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

(1) 法人本部

①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

②管理関係

- ア 経理規程に則した適正な会計処理
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）

(2) 社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
 - ・苦情解決の取り組みの確立
 - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
 - ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預り金の適正な管理

(3) 介護保険施設等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束廃止に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 利用者預り金の適正な管理

(4) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災・防犯対策の充実、強化

- ・非常時の連絡・避難体制の確立
- ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
- ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
- ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書及び指導調書

- (1) 監査調書及び指導調書種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書の内容は別に定める。

(別表)

種別	監査調書等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部】、【会計管理編】
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定障害児入所施設監査調書（児童福祉施設（障害児）福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所等監査調書・保育所等台帳 幼保連携型認定こども園監査調書・施設台帳
	児童福祉施設監査調書 （助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム）
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害者支援施設指導調書 指定一般相談支援事業者指導調書 指定自立支援医療機関指導調書
老 人	養護老人ホーム監査調書
	有料老人ホーム監査調書
	軽費老人ホーム（ケアハウス）監査調書
	*介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）



雇児発第 488 号
社援発第 1275 号
老発第 274 号
平成 13 年 7 月 23 日
(最終改正)
子 発 0330 第 4 号
社援発 0330 第 18 号
老 発 0330 第 5 号
平成 30 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（通知）

社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 9 年 3 月 28 日社援企第 68 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）により改善策等をお示ししてきたところであります。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、2、4 及び 5（3）～（5）を除き地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受

託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1 法人認可に係る審査について

(1) 法人の認可申請の審査に当たっては、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、特に資金計画、理事会の構成等について厳格な審査を行われたいこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立しようとする場合には、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等につき、十分な審査を行われたいこと。

(2) 法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。

なお、施設整備に係る国庫補助協議(厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。)に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 国庫補助金(厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。)及び(独)福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。

このため、従来、(独)福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと(この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと)。

なお、厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県市において、(独)福祉医療機構及び市区町村(市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。)と連携を図ること。

(4) (1)～(3)については、民間公益補助事業による施設整備についても、原則として同様の取扱いとすることが適当であること。

2 施設整備に係る審査等について

(1) 施設整備に係る国庫補助協議に際しては、毎年国が示す協議基準にのっとり、十分な審査を経て行われたいこと。

(2) 国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性等について、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局の参加、地方社会福祉審議会の活用等合議制による審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

(3) 協議対象施設の選定が偏っていないか、既存の施設に比べ新設の法人が不当に有利な扱いになっていないか、行政関係者が関わっている施設が優先されているのではないかな等の疑惑を招くことがないように、適正かつ公平な審査の実施に努められたいこと。

(4) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県及び市区町村において、設置主体の名称及び事業計画（施設名称、施設種別、定員、工事区分）の公表を行われたいこと。

また、新たに法人を設立して整備する施設については、設立準備委員会の名称に加え、役員就任予定者も公表すること。また、設置主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の名称も公表すること。

(5) (1)～(4)については、民間公益補助事業による施設整備についても同様の取扱いとすることが適当であること。

3 法人に対する指導監督の徹底について

(1) 指導監査は、施設又は事業（以下「施設等」という。）の指導監査と並行して実施するよう努められたいこと。

(2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）によること。

(3) 指導監査の所管が複数の課にまたがる場合は、総合調整部門を設け、統一された方針の下に指導監査を実施されたいこと。

(4) 指導監査担当職員の確保及び当該職員の研修の充実等人的体制の強化について格別の配慮をされたいこと。

(5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度の審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

(6) 一般監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。

(7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 利用者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、措置権者等の協力を得て、新規入所の停止又は利用者の他の施設への措置替え等を行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) 及び「子
ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等につ
いて」(平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て
本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) による運営費の弾力運用
については、これを一切認めないこと。

(8) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、(7) による制裁措置のほか、当該不
祥事の関係者はもちろんのこと法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によ
っては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏
名の公表等も検討されたいこと。

(9) 法人の理事長等に対する研修会等の機会をも積極的に活用して、指導の強化を図られ
たいこと。

4 施設等に対する指導監督の徹底について

(1) 施設等の指導監査は、適正な施設等の運営を確保する見地から、利用者の処遇面、経
営面、施設設備等事業運営の全般にわたって行うことを目的とするものであり、単なる
経理の指導監査や形式的な指示指摘にとどまる指導監査であってはならないものである
こと。

特に、経理及び利用者の処遇等に関する指導に当たっては、個々の事業者の経営努力、
特殊事情等をも勘案し、機械的、画一的指導に陥ることなく円滑な運営の確保を図るこ
とに意を用いること。

(2) 道府県所管法人が指定都市又は中核市において施設等を経営している場合における施
設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う道府県と十分連携を行い実施するこ
と。また、市(指定都市及び中核市を除く。)所管法人が施設等を経営している場合も、
都道府県における施設等の指導監査にあつては、法人の指導監査を行う市(指定都市及
び中核市を除く。)と十分連携を行い実施すること。

なお、厚生労働省所管法人の場合においても同様に十分連携を行われたい。

(3) 指導監査を行う施設等が衛生部(局)等の他部(局)の監督下にある場合には、当該
部(局)との緊密な連携の保持に配慮されたいこと。

(4) 3(3)～(4)及び(6)～(8)については、施設等の指導監査についても同様の
取扱いとされたいこと。4(略)

5 指導監督上の留意事項について

(1) 法人の役員等

ア 法人の理事会はその運営の適否を左右する最も重要な機関であることから、定款
の定めに従って適正な運営がなされ、議決事項について実質的な審議が行われるよう
指導の徹底を図られたいこと。

イ 法人の公共性を確保するとともに、その適正な運営がなされるよう、法人の役員
の選任に際し、各役員について親族等の特殊の関係にある者が関係法令等に定める数
を超えて就任しないよう指導の徹底を図られたいこと。

ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であ

ることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 18 に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。

（2）施設整備関係

ア 無理な資金計画が不祥事案につながるケースが多いので、施設整備計画を認める際に十分に審査を行うことはもとより、整備後においても資金計画の履行状況を常に把握し、不十分な点がある場合には、改善されるまで施設設置の認可を保留するなどその都度強力な指導を行われたいこと。

特に寄附金に係る資金計画については、その履行状況を十分点検する必要があること。また、指定寄附金の適正な審査が行われるよう、各都道府県共同募金会に対し必要な指導及び協力を行われたいこと。

イ 建設業者からのリベートや二重契約は絶対に避けなければならないことはいうまでもない。したがって、施設建設工事に係る契約手続については、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ都道府県市に入札参加者を届け出るよう指導し、届出のあった業者について工事実績等に不適切な点があれば法人に適切な助言を行われたいこと。

なお、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方（以下「建設請負業者等」という。）から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されているのでこの点に留意すること。

また、法人が建設工事契約を締結した場合には、その内容について報告を求め、不正の点がないか確認されたいこと。

さらに、施設建設工事に係る契約において、一括下請負契約は妥当ではなく、国庫補助の対象としないこととしているので、特に留意すること。

ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事（理事長を除く）及び評議員を立ち合わせるよう指導されたいこと。

この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。

入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。

エ 施設建設に当たり、当初計画に従った建設が進行しているか否かの実情を確認するため、建設工事中間時点及び工事完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、市区町村と現地調査を行われたいこと。

また、併せて、工事の一部を下請業者が行う場合には、法人に対し、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認するよう指導するとともに、都道府県及び市区町村においても、現地調査においてこれらを確認されたいこと。

オ アからエまでに規定する取扱いは、民間公益補助事業による施設整備についても同様であること。

カ 事業規模の縮小（整備費等の減額）等（独）福祉医療機構借入金の限度額に変更が生じる場合があるので、事業完了時点における当初計画との突合等により事実把握に努めるとともに、あらゆる機会を通じて所要の届出を行うよう周知徹底を図られたいこと。

（3）施設運営関係

ア いわゆる二重帳簿を作成し、又は証ひょう書類を改ざんするなどにより運営費を不正に使用するような事案が生ずることのないよう、会計諸帳簿と証ひょう書類を照合するとともに、必要な場合は取引先の確認を行われたいこと。特に、その際、職員給与と給与台帳との突合、購入物品との突合等に配慮すること。

また、会計責任者と出納職員との兼務を避け、内部けん制組織を確立するとともに、必要に応じ適宜監事に諸帳簿等を検査させるなどの内部体制の整備について指導を徹底されたいこと。

イ 運営費の管理については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実な方法により行うことが望ましく、価値変動の激しい財産、客観的な評価が困難な財産等が財産の相当部分を占めることのないよう指導されたいこと。

ウ 運営費の当該法人内の各サービス区分、本部のサービス区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借（保育所運営費については、『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」（平成27年9月3日府子第256号・雇児保発0903第2号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）保育課長連名通知）問14の（答）により認められることとされているものに限る。）については、当該年度内に限って認められるものである旨指導されたいこと。

エ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。

オ 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きいと思料されるので、財源等の実態をよく把握し、その指導に万全を期されたいこと。

（4）施設利用者等の処遇

ア 施設利用者の処遇は、利用者のおかれる個別的、客観的事情を十分考慮し、その特性に応じた個々の処遇方針の下に、適切、かつ、効果的に行われるよう指導すること。

イ 施設利用者の処遇は、利用者と施設職員との信頼関係を基調とするものであるから、相互の円滑な人間関係を確保するよう指導すること。

ウ 施設利用者の日常生活の指導等に当たっては、食事の内容、被服、保健衛生等への配慮はもとより、教養の向上、機能回復訓練、施設内作業、レクリエーション、その他余暇の善用等、豊かな生活を送らせるための配慮をさせるよう指導すること。

特に、給食を実施する場合については、栄養、カロリーの確保に留意し、特に栄養士の設置されていない施設については、所要カロリーが摂取されるよう指導すること。

エ 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するなどの

事案が生ずることのないよう厳に指導されたいこと。

また、施設利用者からの預り金の適正な保管及び処理について十分点検されたいこと。

オ 障害者支援施設等施設利用者に作業指導、機能訓練等を行う施設にあつては、対象者の身体的機能及び能力、作業意欲等に応じた科目を選定し、効果ある指導、訓練が行われるよう配慮すること。

また、この場合、作業設備の機械化に伴って作業中の事故が多くなっていることに鑑み、これが事故防止対策についても十分配慮すること。

(5) 安全対策

火災等に対する災害事故防止については、施設利用者の特殊性に鑑み、その対策には特段の配慮が必要であるので、防災設備の点検整備はもとより、平素から所轄消防機関との連携を密にするとともに、火災の予防、避難訓練等を十分に行い、非常災害の際の利用者の安全対策に万全を期すよう指導すること。

(6) その他

ア 社会福祉法人会計基準制定の趣旨を徹底させるとともに、会計諸帳簿を整備し、適正かつ明確な会計事務処理が行われるよう繰り返し指導されたいこと。

イ 法人の理事長等が医療事業等他の事業を営んでいる場合、資金の混同等を生じるおそれがあるので、特に留意されたいこと。

ウ 資産管理の状態及び借入金の有無については、極力登記簿謄本による確認も行われたいこと。

エ 法人印及び代表者印の管理について、管理者が定められているなど管理が厳正に行われているかどうか十分に点検されたいこと。

島根県社会福祉法人契約事務処理マニュアル

【1】契約の意義

契約とは、一定の法律効果の発生を目的として、複数の当事者が互いに相対立する意思表示をし、その合致によって成立する法律行為をいいます。

契約の種類としては、当事者が相互に対価性を有する債務を負担する双方契約と、当事者の一方だけが債務を負担する片務契約（一方の債権債務に対価性がない双務契約も含まれます。）があります。

双務契約の具体例・売買（資産、物品）、交換（資産、物品）、賃貸借（資産、物品）、雇用、請負（工事、製造）、有償の委任・受任（業務）、有償の寄託等

片務契約の具体例・贈与（寄附を含む）、使用貸借、消費貸借、無償の委任・受託、無償の寄託等

なお、施設等の利用、預貯金取引なども契約行為（契約内容によって双務契約と片務契約に区分されます。）に該当しますので注意を要します。

社会福祉法人（以下「法人」という。）が契約行為を行うに当たっては、これらの契約に関する法的意味合いを十分に理解した上で、取引に係る収入及び支出行為を行う必要があります。

また、法人においては、法令や定款に基づく経理規程に定められた者しか契約を行う権限を有しませんので、権限を持たない者が契約を行った場合には、その契約の履行に伴い法人に損害が生じたときは、自らその賠償の責を負うこととなります。

【2】法人が契約を行う場合の制約

法人の会計処理においては、補助金等の公的資金の収入に占める割合が非常に高いことから、一般的な企業における会計処理とは異なり、法人内に蓄積される利益の多寡よりも、資金を法人が受け入れてから、法人外へどのような目的で支出したかの、用途を明らかにすることが重要となります。

従って、法人において支出を行う際には、社会福祉を目的とする事業を行う上で必要とされるものであるかが、その支出の適正さの判断基準となりますので、特に法人外への資金の動きの大半を占める契約行為については、事務手続きを厳格に定め執行しなければならないとの、社会的な制約を負っているものと考えます。

具体的な契約事務に関する手続きについては、所管庁である厚生労働省が、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか3課長連名通知（以下「厚生労働省通知」という。）で詳しく示していますので、法人は、このことを念頭において会計処理を行う必要があります。

また、契約行為の中でも、法人だけが債務を負担する片務契約を行う場合には、契約の相手方や内容によっては、特別の利益供与の禁止や不適切な支出に該当すると判断され、社会的にその支出に対する法人としての責を問われる恐れもありますので、これらの支出に当たっては、慎重に検討を行い適正な内部手続きを経て行う必要があります。